

2018 JCCAクラシックカーレース 特別車両規定

第1章 競技会に参加できる車両

第1条 参加可能な車両

1975年までに生産された車両およびその同型車(マイナーチェンジを含む、エンジンも同型車)に限り、1979年までに生産された車両で、付則第1項で認められた車両。

1.1) 特別制限

- 1.1.1) 日本車を使用する場合、日本国内仕様のみ参加可能とする。エンジン型式、排気量の異なる海外仕様および沖縄仕様など(スカイライン2400GT、フェアレディ260Zなど)の参加は禁止とする。
ただし、日本国内仕様と同型のエンジンを使用する場合には使用可能とする。
それに伴い、ステアリングシステムを左から右へ変更することを認める。
ステアリングシステムを左から右に変更するあたり、右ステアリングシステム専用の重要保安部品へ交換が必要となる場合、当該重要保安部品についてはPクラス(第3章)は純正部品の使用を義務付けることとし、Sクラス(第4章)、Fクラス(第5章)及びTSCカップ(第6章)は純正部品の使用を推奨するが、各々の章で定める範囲においての改造を認めることとする。
- 1.1.2) ロータス26Rおよび同仕様のロータスエランはSクラス、Fクラスにのみ参加を認める。
- 1.1.3) ポルシェ911(2.7/2.7RS)はSクラス、Fクラスにのみ参加を認める。
- 1.1.4) ポルシェ911(3.0)はSクラスにのみ参加を認める。

第2条 特別に許可されるエンジンの変更

同型、同系列の上級グレードのエンジンに限りエンジンの載せ替えを認める。エンジンを載せ替える場合には事前に許可を得てから載せ替えること。

ただし、その場合は外装を含め全てを搭載エンジンが本来使用していた車両の仕様とすること。

※載せ替えが出来る例

ブルーバード1400(510)	L14→L16/L18
アルファロメオGT1300ジュニア	1300→105系の1600/1750/2000

第3条 車体のカラーリングについて

車両製作に当たってはヒストリックカーのレースであること踏まえ雰囲気よく仕上げる。奇抜なボディカラー(蛍光色など)は禁止する、ただし当時使用されていたカラーリングの場合には許可する場合がある。

第2章 安全規定

競技会に参加できる車両は、ボディ/フレームなどが腐食などによって強度が損なわれていないこと。また、安全確保のため下記事項が義務付けられる。

第1条 ロールケージ

ロールケージの取り付けに際してはJAF国内競技車両規則(第1編第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に準じるが、車両の構造上規定通りに取り付けが不可能な場合は事前に許可を得ること。

ロールケージのメインロールバーは、車体下部の堅固な構造材にしっかりと取り付けられ、ドライバーが運転席に着席した状態でヘルメットの先端よりも高くなければならず、かつその幅はドライバーの肩より広くなければならない。

なお、通常の運転姿勢におけるドライバーのヘルメットは、いかなる場合であってもロールバーと接触してはならない。

また、次の項目を満足していなければならない。

1.1) ロールケージの材質

使用するパイプは冷間引抜継目無炭素鋼を使い、最小引張強度は350N/mm²、最小寸法38mm×2.5mmまたは40mm×2mm以上の強度と寸法を有しているか、あるいはそれと同等以上の強度を有しているもの。なお、50mm×2.0mmまたは45mm×2.5mmの冷間引抜継目無炭素鋼使用を推奨する。

1.2) ロールケージの形式

ロールケージは、最低メインロールバーと2本のリアストラットの組み合わせによる4点式ロールケージでなければならない。これにフロントロールバーとサイドロールバーを加えた6点式ロールケージが望ましい。

ただし、車両の構造上リアストラットが取り付けられない場合はこの限りではないが、少なくとも1本はリアストラットと1本のサイドロールバーを備えていること。ただし、その場合は事前に許可を得ること。

1.3) 取り外し可能な連結金具

ロールケージに取り外し可能な連結金具を使用する場合は、FIAが認可した方式、あるいはそれに相当するものを用いなければならない。

1.4) ロールケージの取り付け

- 1.4.1) ロールケージの支柱1本につき、取り付け板を介しボルトを3本以上使用すること。
 ボルトは直径8mm以上の六角ボルト(ISO仕様による最少特性8-8)あるいは同様の強度のものを使用すること。
 ナットはセルフタッピング、セルフロックングあるいはワッシャーを使用すること。
 ロールケージの取り付け部分は厚さ3mm以上、面積120cm²以上の鋼鉄板を車体に溶接して補強すること。補強板を車体下部に取り付ける場合は溶接しなくてもよい。
- 1.4.2) ロールケージを溶接で取り付けの場合は、取り付け板を介し車体下部の堅固な構造材に溶接しなければならない。

第2条 けん引用穴あきブラケット

全ての車両は、前後に車両をけん引しうる強度/取り付け部分をもつリング状または鋼板に穴を開けたけん引用ブラケット(最小内径50mm)を備えること。ブラケットは車両に装着した状態で50φ、50mmの丸棒が通ること。
 このけん引用穴あきブラケットは、黄色、オレンジ色、あるいは赤色に塗られ、明らかに見えるようにすること。

第3条 安全ベルト

安全ベルトは、ターン式バックルあるいはレバー式のワンタッチ式フルハーネスタイプとし、その素材、取り付け方法などはJAF国内競技車両規則(第1編 第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に従うこと。

第4条 ブレーキ

単一操作による二重制動装置を備えることを強く推奨する。また、製造時より二重制動装置を備えている車両はシステムの変更は出来ない。

第5条 燃料タンク

- 5.1) 参加車両はJAFまたはFIA公認の安全燃料タンクを装着すること。Pクラスについては安全燃料タンクの装着を強く推奨する。
 安全燃料タンク装着のために車体改造は許されないが、車体の構造上、車体の改造なしに取り付けられない場合に限り、最小限度の改造は許される。その場合は事前に許可を得ること。
 車体改造にあたっては安全面/強度が保たれていなければならない。さらに安全燃料タンクの床面がいちじるしく低くならず、車体形状が変わらないこと。取り付け方法などはJAF国内競技車両規則(第1編 第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に従うこと。
 コレクタータンクを装着する場合は、最大容量20ℓまでとする。
 Pクラスの車両で元のタンクを流用する場合は、タンクの位置を変更してはならず、変更する場合は必ず安全燃料タンクを使用しなければならない。

(注)安全燃料タンクの耐用年数は、製造後5年である。参加者はその耐用年数について十分配慮をしなければならない。

- 5.2) 全ての燃料タンクのブリーザーパイプには、燃料逆流防止のためのワンウェイバルブを装着すること。ワンウェイバルブの取り付け位置は、燃料給油口と同高または高い位置に取り付けられていること。また、ブリーザーパイプは車外に通気してはならない。
- 5.3) 安全燃料タンクが、荷物室および車室にまたがる場合は、次の事項を遵守しなければならない。
- 5.3.1) 安全燃料タンクは、堅固な難燃材による隔壁で覆わなければならない。
- 5.3.2) 前部座席の後端より後方に位置してなければならない。
- 5.3.3) 隔壁は後方視界を妨げるものであってはならない。
- 5.3.4) 漏出した燃料は停留してはならず、また車室に浸入しないように十分配慮されていなければならない。
- 5.4) 安全燃料タンクの容量
 安全燃料タンクは総容量(主タンクと補助タンクを合わせた)が次の限度以上のものを備えてはならない。

気筒容積	タンク容量
700 cc までの車両	60ℓ まで
700 cc を超え 1000 cc までの車両	70ℓ //
1000 cc // 1300 cc //	80ℓ //
1300 cc // 1600 cc //	90ℓ //
1600 cc // 2000 cc //	100ℓ //
2000 cc // 2500 cc //	110ℓ //
2500 cc を超える車両	120ℓ //

第6条 ライト

ライト類にガラス飛散防止処置をすること。(ビニールテープなどにより枠込みの最低8点支持とする)使用するテープの色は透明が望ましい。

第7条 タイヤ

タイヤはいかなる状態のときも地表以外のいかなる他の部分と接触してはならない。

第8条 駐車ブレーキ

駐車ブレーキ装置は正常に作動すること。ただし変更は許される。

第9条 ウィンドシールド

前面ガラスは合わせガラスを備えることを強く推奨する。

第10条 ボンネット

ボンネットは外部から容易に開けられる構造になっていなければならない。また、走行中に冷却等のために浮かしたり、開けてはならない。

第11条 排気管

全ての車両は、消音効果を有するマフラーを取り付けなければならない。

その取り付け方法は、針金などの暫定的なものであってはならない。

排気管は後方もしくは側方に向けなければならないが、燃料系統に対して十分な防護措置を講じなければならない。

11.1) 後方に向ける場合

排気口の位置は燃料タンクの後方で最大高 45 cm、最低地上高 10 cm とし、出走状態の車両から 15 cm 以上突出してはならない。

11.2) 側方に向ける場合

排気口はホイールベースの中心線より後方になければならないが、車体外側より突出してはならない。

11.3) 排気音量規制

測定方法：半径 10m に障害物のない場所で、排気パイプの出口から 45° の角度で 3m 離れたところの排気の流れに沿ったレベルにマイクロフォンをセットし、公称最大馬力を出す回転数の 75% の回転数でエンジンが回転している時に測定する。

クラス	音量
P クラス	90 dB (A) 以内
S クラス	100 dB (A) 以内
F・TS・R クラス	105 dB (A) 以内

第12条 オイルキャッチ装置

オイルがコース上に流出することを防ぐため確実な装置を備えなければならない。その装置の取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。オイルキャッチタンクを使用する場合の容量は、気筒容積 2000 cc までの車両では最低 20、2000 cc を超える車両では最低 30 の容量を有さなければならない。

第13条 ウォーターキャッチ装置

ラジエターの冷却水がコース上に流出することを防ぐため確実な装置を備えなければならない。その装置の取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。ウォーターキャッチ装置は、10以上の容量を有さなければならない。

第14条 キャブレターの安全装置

キャブレターには、標準のスロットル・リターン・スプリング以外に補助のスロットル・リターン・スプリングが備わっていないなければならない。

第15条 車室

車室はエンジンルーム、燃料タンク、オイルタンク、ギアボックス、プロペラシャフト、排気管、バッテリー、配管の継ぎ目から安全に隔離されていなければならない。

第16条 フロアマット

フロアマットは取り外すこと。

第17条 内張

ドアの内張は除去できないが、材質を変更することは許される。

天井の内張は取り外すことを強く推奨する。

第18条 座席

ドライビングポジションを改善する目的で運転席を交換してもよい。交換する場合は JAF 国内競技車両規則(第1編 第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に従うこと、ヘッドレストは必須とするが車両構造的に取り付けできない場合に限り、これを免除する。助手席、後部座席は取り外すことを強く推奨する。

第19条 消火装置

1つあるいは2つの容器で粉末 2 kg 以上の内容量を装備すること。

消火器は、速やかに操作できる状態で車室内に搭載しなければならない。

JAF 国内競技車両規則(第1編 第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に従った消火器を搭載すること。(取り付けは、車体軸に対して直角でなければならない)

(注) 製造者が定めた有効期限あるいは耐用年数を越えて使用することは出来ず、有効期限あるいは耐用年数を定めていない場合は製造年月日または初回充填期日から7年を目処とする。

第20条 サーキットブレーカー

イグニッションおよび燃料ポンプスイッチの位置が確認できるように黄色で明示しなければならない。また、運転席および車外から全ての回路を遮断することのできるサーキットブレーカー(電気回路主開閉装置)を装備すること。その場所は外部から容易に発見できる位置とし、赤色のスパークを青色の三角形で囲んだ記号で表示すること。メインスイッチの車外操作部は、フロントウィンドシールドより前面でかつハンドルの逆位置に取り付けることが望ましい。

第21条 配管および配線

全ての配管、配線は暫定的なものであってはならず、グロメット、コネクター、クランプ等を含め十分安全性の高いものでなければならない。また、配管類の保護、取り付けはJAF国内競技車両規則(第1編 第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定)に従うことを強く推奨する。

第22条 エンジン型式の刻印

車両検査時にエンジン型式の確認が容易にできるよう型式の刻印に黄色のペイントで印を付けること。

第23条 最低地上高

すべてのタイヤの空気が抜けた場合、もしくは車両の1つの側面のすべてのタイヤの空気が抜けた場合であっても、車両のいかなる部分も地表に接してはならない。

第24条 安全でない車両

改造および付加物取り付けなどにより技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従い改善しなければならない。

第3章 Pクラスに許される改造

第1条 許可される、もしくは義務付けられる変更と付加物

原則として本規定によって許されていない全ての変更は厳禁される。

車両に対して行う部品の交換は、摩耗、事故によって損傷した場合にのみ許される。交換できる部品は損傷した部品と全く同一の部品のみが許される。

許可される変更、付加物の制限については後記で規定される。

第2条 エンジン

エンジンおよび補機は次の各項を除き改造をしてはならない。

- 1) 気筒容積：変更は許されない。ただし、補修用部品を使用する場合を除く。その場合、1.5mmまでボア径の変更は許される。また、同口径のピストンに限り純正部品以外の使用を認める。
- 2) サーモスタット：自由
- 2) 3) クーリングファン：変更は許される。(電動ファンの取り付けは可)
- 2) 4) エアクリーナー：エアファンネルの取り付けを含み自由とする。
- 2) 5) オイルフィルター：オイルクーラーの取り付けを含み自由。ただし、オイルクーラーの取り付けはボディからはみ出てはならない。
- 2) 6) キャブレターおよびインジェクションシステム：標準的に取り付けられたキャブレターもしくはインジェクションシステムは変更も改造も許されない。ただし、エンジンに供給する燃料の量を調整する部品およびフロート室の燃料片寄り対策に関する改造、部品の交換は許される。
- 2) 7) 燃料ポンプ：電気式ポンプに変更することができ、もとのポンプを取り除くことも許される。ただし、数の変更はできないが、安全燃料タンクを使用した場合に限り、安全燃料タンクとコレクタータンクの間に1個の燃料ポンプを増設することができる。
- 2) 8) バルブスプリング：スプリングは他のものと交換することができる。ただし、製造者の定めた数を変更してはならず、元の取り付け部を変更することなく取り付けられること。
- 2) 9) バルブおよびバルブシート：バルブ、バルブガイド、バルブシートは寸法の変更がない限り交換が許される。
- 2) 10) カムシャフト：交換は第3章 第1条の「許可される、もしくは義務付けられる変更と付加物」の条文の範囲内とする。
- 2) 11) シリンダーブロック、シリンダーヘッド：面修正加工は許されるが、変更はできない。
- 2) 12) フライホイール：交換は第3章 第1条の「許可される、もしくは義務付けられる変更と付加物」の条文の範囲内とする。
- 2) 13) 排気系統：エキゾーストマニホールド、エキゾーストパイプ、マフラーの変更は自由とする。
- 2) 14) ローターピストンエンジンのディストリビューターは、製造者により当初から取り付けられていたものを使用しなければならない。
- 2) 15) ローターピストンエンジンはもとの排気量の1.5倍のクラスとする。

第3条 パワートレイン、シャシー

パワートレイン、シャシーは次の各項を除き改造してはならない。

- 3) 1) クラッチ：カバー、ディスク、スプリングの交換は許される。ただし、取り付け方法の変更は許されない。
- 3) 2) ホイール：リム幅、材質は自由とする。径の変更は2インチアップまでとする。
- 3) 3) タイヤ：4輪とも同一サイズでなければならない。ただし、標準で前後のサイズが違う場合は除く。
また、付則第3項に示されたタイヤは使用できない。なお、ラジアルタイヤを使用する場合は偏平率50%までとする。

- 3.4) ショックアブソーバー：取り付け部の変更および数と作動原理を変えなければ変更が許される。ただし、ストラット装着車はストラットおよび取り付け部の変更は許されない。
- 3.5) スプリング：取り付け部の変更および数と作動原理を変えなければ変更を許される。
- 3.6) スタビライザー：取り付け部の変更および数と作動原理を変えなければ変更を許される。
- 3.7) ストラットタワーバー：ストラットの取り付けボルトのみを利用しての取り付けは許される。
- 3.8) ラバーマウントおよびラバークラッシュ類：形状を変えなければ硬度の変更は許される。ただし、金属への変更は許されない。
- 3.9) ブレーキ：ブレーキシュー、ライニング、パッド、ブレーキホースの材質の変更は許される。また、ディスクブレーキのバックプレートの取り外しは許される。なお、同一型式の車両に使用されているものに限って、ディスクブレーキへの変更が許される。
- 3.10) ステアリングホイール：最小外径 350 mm 以上のものであれば交換することができる、ただし、ステアリングホイールに切れ目があってはならない。なお、スイッチ類およびメーター類の取り付けはホーンスイッチを除き許されない。
- 3.11) ペダル類：ペダルの形状を変更することは許されるが、取り付け位置の変更は許されない。

第4条 車体の外部および内部

車体の外部および内部は次の各項を除き改造してはならない。

- 4.1) 外観、形状：
 - 4.1.1) 車体の外観、形状についてグリル、ミラーなどの趣味的な変更は許される。ただし、オーバーフェンダー、エアウィング、スポイラーの取り付けは許されない。
なお、形状が著しく異なる車両は技術委員長の判断により出走を禁止する場合がある。
 - 4.1.2) オープン車両に限り、フロントウィンドシールドを取り外してもよい。その場合、軽量化された重量分のバランスウェイトを積まなければならない。
- 4.2) 補助的付加物：取り付け、取り外しは許される。(例えばマッドガード、アンダーガード、室内照明、ラジオ、エアコン、ヒーターなど)
- 4.3) バックミラー：変更は許される。

第5条 その他

その他の部分は次の各項を除き改造してはならない。

- 5.1) 電気系統：装着ブラケットを含みバッテリー電圧および電子点火部品の追加および変更は許される。
- 5.2) 配管：安全燃料タンク、オイルキャッチタンクなどの取り付けに伴う最小限の変更のみ許される。
- 5.3) 燈火類：燈火類は正常に作動しなければならない。
- 5.4) 市販の量産車でバッテリーが車室内にある構造の場合は、隔壁などにより車室と完全に隔離しなければならない。

第4章 Sクラスに許される改造

Sクラスの改造はPクラスに許される改造に加え、次に明記されている項目以外の改造を厳禁する。

第1条 エンジン

- 1.1) シリンダーヘッドおよびバルブ：自由。ただし、シリンダーヘッドは元の車両のものを使用すること。
- 1.2) 吸気装置：気化器に関しては自由。インジェクションシステムおよび過給器については製造者により当初から取り付けられたものを使用しなければならない。ただし、インジェクションシステムからキャブレター方式への変更は許される。(キャブレター方式からインジェクションシステムへの変更は許されない。また、電気式インジェクションシステムの使用も許されない)
- 1.3) 気筒容積：気筒容積の変更はその車両が所属する気筒容積別クラスの範囲まで認められる。ただし、第3章 第2条 2.1)「気筒容積」で認められる補修用部品を使用した場合を除く。

気筒容積別クラス

車両はその気筒容積に従い、次の8クラスに分類される。

1	1310 cc までの車両	
2	1310 cc を超え	2000 cc //
3	2000 cc //	2500 cc //
4	2500 cc //	3000 cc //
5	3000 cc //	4000 cc //
6	4000 cc //	5000 cc //
7	5000 cc //	6000 cc //
8	6000 cc を超える車両	

- 1.4) 排気系統：エキゾーストマニホールド、パイプ、マフラーについては自由。ただし、第2章 第11条の「排気管」に従って処置されていなければならない。
- 1.5) ベアリング：プレーンベアリング、ローラーベアリングなどベアリングは同種のものに交換することが許される。
- 1.6) クランクシャフト、コンロッド：自由。ただし、ストロークの変更は許されない。
- 1.7) ガスケット：自由。
- 1.8) 潤滑系統：潤滑系統の変更とそれのための最小限の改造は許される。ただし、オイルポンプの数は変更できない。(ドライサンプは不可)
オイルクーラーの取り付けは自由。ただし、上から見た車両の輪郭から突出してはならない。車体外側に付ける場合は、車両のホイール・ハブの中心を通る水平線より下でなければならない。

1. 9)カムシャフトおよび同弁系(バルブスプリングを含む)：自由。ただし、カムシャフトの位置、個数および駆動方式の変更は許されない。
1. 10)ピストン、ピストンピンおよびピストンリング：径の変更を含め自由。
1. 11)ロータリーピストンエンジンのポート方式：自由。
1. 12)2サイクルエンジン：元のシリンダーブロックを再仕上げあるいは再加工してポートタイミングを変更することは許される。ただし、基本のバルブ方式の変更は許されない。基本のバルブ方式とは、ピストンバルブ方式、ロータリーバルブ方式、リードバルブ方式の3つをいう。
1. 13)点火系統：自由。
1. 14)フライホイール：自由。
1. 15)プーリー、ベルト類：自由。
1. 16)ウォーターポンプ：自由。
1. 17)ウォーターラジエター：自由。
1. 18)燃料ポンプ：Pクラスに準じる。

第2条 パワートレインおよびシャシー

2. 1) トランスミッションおよびコントロールレバー：オイルクーラーの取り付けを含み自由。ただし、前進5段変速までとし、シーケンシャルタイプのトランスミッションは禁止とする。
2. 2)デファレンシャルギア：自由。ただし、常時および完全なロック効果を有するデファレンシャルは許されない。
2. 3)アクスル：スピンドルも含み自由。ただし、ホーシングの変更はできない。センターロックへの変更はオプションあるいは同一系統に装備されている車に限り許される。
※トヨタスポーツ800についてはホーシングの変更を認める。
2. 4)スプリング：自由。ただし、主要な形式を変更してはならない。補助スプリングの付加は許されるが、元のスプリングは正常に作動していなければならない。
2. 5)ショックアブソーバー：自由。
2. 6)サスペンションの要素：当初の形式を保つならば変更、改造は最小限の車体改造を含み自由。スタビライザーの取り付けは、そのブラケットも含めて許される。
2. 7)ステアリング：当初の形式を変えてはならないがステアリング・レシオは自由。しかし、シャフトの変更、改造は出来ない。
トヨタS800に限り、ステアリングの形式を変更することを認める。但し、ステアリングの位置の変更は出来ない。
ステアリングホイールはPクラスに準拠する。
2. 8)ホイール：Pクラスに準じる。
2. 9)タイヤ：Pクラスに準じる。また、Sタイヤの使用を認めるが使用する場合は下記のコンパウンド以外は使用できない。

メーカー	銘柄		コンパウンド
ヨコハマ	ADVAN	A050	M
		A048	M/MH
		A038	SS/S
ブリヂストン	POTENZA	RE11S	RS/RH
		RE55S	SR/SR2
ダンロップ	DIREZZA	03G	M/R/H
		02G	M/H
トーヨー	TRANPIO	R888	GGG
ハンコック	Ventus TD	Z221	M

※ヨコハマ ADVAN A038 の SS コンパウンドは 12/13 インチのみ使用可。

S タイヤを使用する場合は、予選と決勝を同じタイヤを使用しなければならない。タイヤを変更する場合は、技術委員長の許可を得なければならない。天候等により主催者が認めた場合はこの限りでない。主催者がウェットレースと認めた場合は規制の対象外とし銘柄およびコンパウンドは自由とする。

新たなコンパウンドのタイヤが発売された場合は、主催者に確認すること。

※規制については付則第3項を参照。

2. 10)ブレーキシステム：フロントブレーキはシステム変更を含み自由とする。リアブレーキはシステム変更はできないがキャリパーおよびディスク、ドラムの変更は許される。また、エアダクトを装着する場合は、バンパーより下の車体に変更を生じない限り付加することができる。ただし、ペダルの支点の変更はできない。

第3条 車体の外部および内部

3. 1)バンパー(ステーを含む)：外観・形状・材質の変更、取り外しは許される。
3. 2)モール類：自由。
3. 3)ボンネット・トランクリッド：形状、主要構成要素を変えない限り、合成樹脂または軽金属への交換が許される。
その他の部分をやむをえず交換した場合は、事前に許可を得なければならない。交換に当たっては、その部分が十分な強度を有していなければならない。
車両重量は当時の公認重量の10%以内で軽量化することができる。公認重量は、参加者自身が公認書または雑誌等で証明しなければならない。
3. 4)ライト類の付加による最小限の変更および補助前照灯の取り外しは許される。ただし、ヘッドライトの取り外しは配線を含む

み許されない。(4灯式ヘッドライトの内側は補助灯とみなす)

- 3.5) エアースポイラー：取り付けは許されない。
- 3.6) フロント・ウィンド・シールドを除く他のウィンド・シールドを透明な材質のものと交換してもよい。ただし、オープン車に限り、フロント・ウィンド・シールド形状の変更を許される。
- 3.7) ダッシュボード(インストルメントパネル)の変更および交換は許されるが、取り外しは許されない。
- 3.8) バッテリーの移動は自由。トランク内に移動する場合は完全に固定し、トランク内との間に完全な隔壁(バッテリーコンパートメント)を設けること。
車室内に移動する場合は車室内との間に完全に隔壁によって隔離し、車両外部に通じる排気ダクト(パイプ)を取り付けなければならない。また、バッテリーは座席より後方、なるべく中央に取り付けること。
また、配線コードは摩擦等によって破損しないように注意しなければならない。

第4条 オーバーフェンダー(ウィングエクステンション)：禁止。

ただし、ミニとホンダ N360 に関しては、左右対称に片側 5 cm 以内の範囲において取り付けが許される。

第5章 Fクラスに許される改造

第1条 特別規定

1.1) 1970年までに生産された車両に加え次の車両の参加を認める。

- | | |
|------|--|
| ニッサン | サニークーペ 1200GX-5 (B110)/サニーエクセレント 1400 (PB110)
チェリークーペ X-1R (KPE10)
フェアレディ 240ZG (HS30H)/フェアレディ Z (S31) |
| トヨタ | パブリカ 1200 (KP31)
スターレット 1200 (KP47)/カローラレビン・トレノ (TE27)
セリカ LB1600GT (TA25) |
| ホンダ | シビック 1200 (SB1) |
| イスズ | 117 クーペ (PA95) |
| マツダ | サバンナ GT (S124AB)/カペラロータリー (S122A) |
| ロータス | ヨーロッパ TC/SP |
| ポルシェ | 911 (2.7/2.7RS) |

※フェアレディ Z (S31)を使用する場合は外装をフェアレディ Z (S30)とすること。

※上記以外の車両でも主催者の認めた車両は出走できる。

1.2) 参加クラス区分

- 1.2.1) ポート方式を変更したロータリーピストンエンジンはもとの排気量の 2.2 倍のクラスとする。
- 1.2.2) 過給装置付エンジンはもとの排気量の 1.5 倍のクラスとする。
- 1.2.3) 全てのポルシェ 911 はもとの排気量の 1.2 倍のクラスとする。

1.3) 燃料タンク

安全燃料タンクの取り付けにあたって車体の改造(吊り下げ式)を認める。

その場合はタイヤのエアが抜けた状態になってもタンクもしくはタンクカバーの床面が地面から 15cm 以上確保されていること。

またボディパネルを切除した場合は十分な補強をすること。

第2条 エンジン

- 2.1) シリンダーブロック：元の車のものを使用し、かつ元の取り付け位置を変更してはならない。
- 2.2) シリンダーヘッド、バルブ、カムシャフト：個数、位置を含めて自由。
- 2.3) 吸気装置、吸気系統：自由。ただし、インジェクションシステムについては、当時使用されていた銘柄のものに限り許される。(電子式インジェクションシステムの使用は許されない)
- 2.4) 過給機：Sクラスに準拠。
- 2.5) 気筒容積：自由。
- 2.6) 排気系統：Sクラスに準拠。排気音量に関しては、第2条13項(3)排気音量規定が適用される。
- 2.7) ベアリング：自由。
- 2.8) クランクシャフト、コンロッド：ストロークの変更を含め自由。
- 2.9) 潤滑系統：自由。ただし、オイルクーラーの取り付けに関しては、車両の輪郭から突出してはならない。
- 2.10) ラジエター：自由。
- 2.11) ロータリーピストンエンジンのポート方式：自由。
- 2.12) 2サイクルエンジンのバルブ方式：自由。
- 2.13) 点火方式：自由。
- 2.14) フライホイール、クラッチ：自由。
- 2.15) ウォーターポンプ：自由。
- 2.16) 燃料ポンプ：自由。

第3条 パワートレーンおよびシャシー

- 3.1) トランスミッションおよびコントロールレバー：Sクラスに準拠。
- 3.2) デファレンシャルギア：Sクラスに準拠。
- 3.3) アクスル：スピンドルも含めて自由。また、センターロックへの変更も許される。
- 3.4) シャシー：元のものを使用すること。
- 3.5) スプリング、ショックアブソーバー：自由。
- 3.6) サスペンション：Sクラスに準拠。
- 3.7) スタビライザー：自由。
- 3.8) ホイール：リム幅、径、材質は自由とするが、いかなる状態の時も他の部分と接触してはならない。
- 3.9) タイヤ：銘柄、サイズとも自由。ただし、フェンダーから突出してはならない。また、雨天用に溝のあるタイヤを1セット以上用意しなければならない。
- 3.10) ブレーキシステム：エアダクトの装着を含めて自由。

第4条 車体の外部および内部

- 4.1) 車体：車体は上方から見た元の車体からの垂直投影面上にあるすべての部分を覆わなければならない。ただし、4.6.3)のオーバーフェンダーの項目を除く。なお、車体のシルエットはできるだけ元のものに近付け、車種が判別しにくいものについては出走できない。
- 4.2) バンパー：変更、取り外しが許される。
- 4.3) ボンネット、トランクリッド：Sクラスに準拠。
- 4.4) ボルトにより取り外し可能な外装パネルは形状、主要構成要素を変えない限り材質の変更が許される。ただしこれらの部分は十分な強度を満足していること。
 - 4.4.1) ドアパネルの素材を変更した場合は、サイドバーを取り付けること。
- 4.5) 灯火類：Sクラスに準拠。
- 4.6) エアスポイラーおよびオーバーフェンダー：装着に際しては以下の規定内のものを装着すること。
ただし、その車が生産された当時のFIAおよびJAFによって公認されていたものか、同形、同寸法のものを使用すること。
ただし、公認を証明する書類を提出し許可された場合のみ、4.6.1~4.6.3)の限りではない。
- 4.6.1) フロントスポイラーは、バンパーラインより下に取り付けること。ただし、車両の元の全長全幅を超えてはならない。
- 4.6.2) アンダーパネルは前車軸の中心より前方に取り付ける場合に限り取り付けが許される。ただし上から見た車両の輪郭より突出してはならない。
また形状は路面に対し水平でなければならず、いかなる突起物およびダクト類の取り付けを禁止とする。
- 4.6.3) リアスポイラーは取り付け部より高さ15cm以内とし、上から見た車両の輪郭より突出してはならない。
- 4.6.4) オーバーフェンダーは、元の車体寸法より、左右対称に片側5cm以内の範囲に於いて取り付けが許される。
- 4.7) ウィンドシールド：フロントウィンドシールドは合わせガラスを使用すること。また、これを除く他のウィンドシールドを透明な材質のものとの交換が許される。
オープン車に限りフロントのウィンドシールドの取り外しを認める。
- 4.8) ダッシュボード：変更することができる。ただし、危険な突起物などは除去等の安全措置をすること。
- 4.9) バッテリー：Sクラスに準拠。

第6章 TSカップ

第1条 参加できる車両

- 1.1) 参加可能な車両
310系サニー、61系スターレット(ワゴン、バンを除く)および主催者の認めた車両。
- 1.2) 使用可能なエンジン
サニーはA12型、A12A型、A13型、A14型、A15型、スターレットは3K型、4K型が使用できる。
- 1.3) 使用可能なミッションケース
サニーは56A型、60A型、スターレットはK40型、K50型、T50型が使用できる。

第2条 安全規定

- 2.1) 安全項目は第2章の安全規定に準じる。ただし、次の項目は許可される。
- 2.2) 安全燃料タンク装着のために車体改造および漏出防止カップリング取り付けに伴う部材の付加および切除は許される。車体改造にあたっては安全面/強度が保たれていなければならない。
吊り下げ式とした場合はタイヤのエアが抜けた状態になってもタンクもしくはタンクカバーの床面が地面から15cm以上確保されていること。
またボディパネルを切除した場合は十分な補強をすること。

第3条 許される改造

本規定によって許されていない全ての改造は厳禁される。
許可される変更、付加物の制限については後記で規定される。

第4条 エンジン

エンジンおよび補機は次の各項を除き変更してはならない。

4. 1) 排気量
 4. 1. 1) TS-1 : 1. 310cc までの車両。
 4. 1. 2) TS-2 : 1. 310cc を超え 1. 510cc までの車両。
4. 2) サーモスタット : 自由。
4. 3) クーリングファン : ラジエーター・ファンシュラウドを含み自由。
4. 4) エアー・フィルター : エアークリーナー、エアーファンネル、ハウジングを含めて自由。
4. 5) オイル・フィルター : 自由。
4. 6) シリンダーヘッドおよびバルブ : 自由。ただしシリンダーヘッドはベースエンジンのものを使用すること。
4. 7) 吸気装置 : 吸気系統は自由。ただしインジェクションシステム、電子式インジェクションシステム、過給器は禁止する。
 4. 7. 1) TS-1 クラスに限り最低重量を 30kg 上乗せとすることを条件に、当時公認され使用されていたインジェクションシステムの使用を認める。
4. 8) 排気系統 : エキゾースト・マニホールド、パイプ、マフラーについては自由。
4. 9) ベアリング : プレンベアリング、ローラー・ベアリングなどベアリングは同種の他のものに交換することができる。
4. 10) クランクシャフト、コンロッド : ストロークの変更を含み自由。
4. 11) ガスケット : 自由。
4. 12) 潤滑系統 : 潤滑方式を含む潤滑系統の変更とそのための最小限の車体改造は許される。ただしオイルポンプの数は変更できない。

オイルクーラーは、上から見た車両の輪郭から突出するものであってはならず、車体外側に取り付ける場合には、それが出走状態の車両のホイールハブの中心を通る水平面より下でなければならない。
4. 13) カムシャフトおよび動弁系(バルブスプリングを含む) : 自由。ただしカムシャフトの位置・個数および駆動方式は変更できない。
4. 14) ピストン、ピストンピンおよびピストンリング : 自由。
4. 15) 点火系統 : 自由。
4. 16) フライホイール、クラッチ : 自由。
4. 17) ウォーターポンプおよび燃料ポンプ : 自由。
4. 18) プーリー類およびベルト : 自由。
4. 19) エンジンの位置と傾斜 : 自由。

第5条 電装品および補機

電装品および補機は次の各項を除き変更してはならない。

5. 1) 電気系統 : 装着ブラケットを含みバッテリー電圧および電子点火部品の追加および変更は許される。
5. 2) バッテリーの移動は自由。トランク内に移動する場合は完全に固定し、トランク内との間に完全な隔壁(バッテリーコンパートメント)を設けること。

車室内に移動する場合は車室内との間に完全に隔壁によって隔離し、車両外部に通じる排気ダクト(パイプ)を取り付けなければならない。また、バッテリーは座席より後方、なるべく中央に取り付けること。

また、配線コードは摩擦等によって破損しないように注意しなければならない。
5. 3) 配管および電線 : 配管と電線はブレーキ系統を除き、位置、取り付け方法、材質を変更してもよい。
5. 4) スイッチ : 数および位置は自由。

第6条 シャシー

シャシーは次の各項を除き変更してはならない。

6. 1) トランスミッションおよびコントロールレバー : オイルクーラーの取り付けを含み自由。ただし、前進 5 段変速までとし、シーケンシャルタイプのトランスミッションは禁止とする。
6. 2) ディファレンシャルギア : 自由。ただし常時および完全なロック効果を有するディファレンシャルは許されない。

ギヤボックスとディファレンシャルギアとの間のシャフトは自由。オイルクーラーの取り付けも自由。
6. 3) アクスル : スピンドルも含み自由。ただしセンターロックへの変更は許されない。
6. 4) スタビライザー : 寸法の異なるものに変えることは許される。
6. 5) スプリング : 自由。ただし主要な形式は変更してはならない。補助スプリングの付加は許される。
6. 6) ショック・アブソーバー : 自由。
6. 7) サスペンションの要素 : 当初の形式を保つならば変更、改造は最小限の車体改造を含み自由。当初の形式とはサニー、スターレットともにフロントはマクファーソン方式、リアはリジッドアクスル方式を指す。スタビライザーの取り付けは、そのブラケットも含めて許される。
6. 8) ステアリング : 自由。ただし当初の形式を変えてはならない。ステアリングレシオは自由である。
6. 9) ホイールおよびリム : 14 インチまでとする。ただしホイールスペーサーを含みリム幅は自由。
6. 10) ブレーキシステム : 自由。ただし冷却用エアーダクトを装着する場合は、バンパーより上の車体に変更を生じない限り付加することができる。
6. 11) ペダル類 : 安全性、操作性を向上させる目的でペダルを変更することは許される。
6. 12) ステアリングホイール : 交換してもよい。

第7条 車体

車体は次の各項を除き変更してはならない。

7.1) 車体の外部

- 7.1.1) バンパー(ステーを含む): 取り外しまたは改造は許されない。ただし材質の変更は許される。
 - 7.1.2) モール類: 自由。
 - 7.1.3) ボルトにより取り外し可能な外装パネルは形状、主要構成要素を変えない限り材質の変更が許される。ただしこれらの部分は、十分な強度を満足していること。
 - 7.1.3.1) ボンネットおよびトランクリッド、リアゲートを変更した場合は、2点式以上のキャッチピンを必要とし、走行中に開かないようにすること。
 - 7.1.3.2) ドアパネルの材質を変更した場合は、サイドシルパネル(サイドステップ)の上面から25mm以上の高さに取り付け位置を持つ「×」形状のサイドバーを取り付けること。
 - 7.1.4) ライト類: ライト類の付加による最小限の変更および補助前照灯の取り外しは許される。ただしヘッドライトの取り外しは許されない。
 - 7.1.5) オーバーフェンダーおよびエアスポイラーは当時使用されていた形状に限る。また、形状は無加工で取り付けること。
 - 7.1.6) オーバーフェンダー: オーバーフェンダーは、元の車体寸法より左右対称に片側5cmまでとする。
 - 7.1.7) フロント・エアスポイラー: 出走状態の車両のホイールハブを通る水平面より下の車両前部に取り付けることは許される。しかし、これらのスポイラーは上から見た車両の輪郭から突き出してはならない。
 - 7.1.8) アンダーパネルは前車軸の中心より前方に取り付ける場合に限り取り付けが許される。ただし上から見た車両の輪郭より突出してはならない。
また形状は路面に対し水平でなければならず、いかなる突起物およびダクト類の取り付けを禁止とする。
 - 7.1.9) リヤ・エアスポイラー: 上から見た車両の輪郭から突出しないこと。またウィングタイプのエアスポイラーの使用は許されない。
 - 7.1.10) 補助的付加物: 必要ならば補助的付加物の取り付けもしくは取り外しも許される。(たとえば、マッドガード、アンダーガード、ストーンガード、室内照明、ラジオ、ヒーター、メーター類など)
- ### 7.2) 車体の内部
- 7.2.1) 座席: ドライビングポジションを改善する目的で運転席を交換してもよい。ただし交換する場合、運転席の寸法はいちじろしく異ならないこと。また助手席の取り外しは許される。後部座席は取り外すこと。
 - 7.2.2) ウィンド・シールド: フロント・ウィンド・シールドを除く他の窓ガラスを透明な材質のものと交換してもよい。
ただし取り付け位置の変更は許されない。
 - 7.2.3) ダッシュボード(インストメントパネル): 変更および交換は許されるが取り外しは許されない。
 - 7.2.4) ウォーターラジエーター: 容量を含めて自由。
 - 7.2.5) 排気管取り付けのためのサイドシル、およびフロアの最小限の改造は許される。
 - 7.2.6) 防音材は取り外してもよい。

第8条 公認される部品

異なった形状および/あるいは材質のシリンダーヘッド、カムシャフトの位置および/あるいは数、シリンダーあたりのバルブ数は自由とする。ただしこれらは当時公認されていた部品でなくてはならない。

第9条 最低重量

- 9.1) TS-1: スターレットは670kgまで、サニーは700kgまでとし、第6章4.7.1)で認められたインジェクションシステムを使用する場合には、それぞれ30kg加算とする。
- 9.2) TS-2: スターレットは720kgまで、サニーは750kgまでとする。

第7章 Rクラス

第1条 R: 1970年までに生産されたフォーミュラカー

1977年までに生産された2 $\frac{1}{2}$ 2座レーシングカー。

FL: 1979年までに生産されたFLレース(FL-500、FL-B等)専用車。

第2条 安全規定

- 2.1) ロールケージ: フォーミュラカーの場合は3点以上、2座レーシングカーの場合は4点以上のロールケージが装備されていなければならない。なお、ロールバーのメインフープは、車体下部の堅固な構造材にしっかりと取り付けられ、ドライバーが運転席に着席し、そのヘルメットの先端よりも高くなければならず、かつその幅はドライバーの肩より広くなければならない。
- 2.2) その他の安全項目は第2章の安全規定に準じる。

第3条 エンジン、パワートレインおよびシャシー

- 3.1) 当時のスペックのままではなければならないが、調整/加工は許される。
- 3.2) タイヤ: スリックタイヤを除き自由とする。FLおよびRクラスの2 $\frac{1}{2}$ 2座レーシングカーで1971年以後に生産された車両はスリックタイヤの使用が認められる。但し、雨天用にレインタイヤを用意しなければならない。

2018年1月1日

- 下記の付則 1 項に掲載されていない車両であっても、事務局で認めた車両は参加が可能。(但、参加車両によっては P クラスに参加出来ない場合があるので、レース区分については問い合わせのこと)
- 事務局の判断により個別の車両のクラスを変更する場合がある。

付則第 1 項 (主な参加可能車両)

《S65 クラス参加可能車両》

①国産車

ニッサン	ブルーバード(410/411 系全車種) フェアレディ 1500(SP310)/1600(SP311) シルビア(CSP311) スカイライン 2000GT(S54A/B)
トヨタ	パブリカ 700(UP10)/800(UP20) スポーツ 800(UP15)
ホンダ	S600(AS285)
ヒノ	コンテッサ 900(PC10)/1300(PD300)
イズズ	ベレット(OHV エンジン車両)

②外国車

トライアンフ	TR3/TR3A/TR4/TR4A/スピットファイア Mk1
MG	ミジェット(Mk1/Mk2/Mk-3)A(A1600Mk1/Mk2)ツインカム 1600/B
ヒーレー	スプライト(Mk1/Mk2/Mk3)
ロータス	セブン(Sr1/Sr2)コルチナ(Mk1/Mk2)
ジネッタ	G4(DOHC エンジン搭載車を除く)
ポルシェ	356/912
ルノー	ゴルディーニ(1100/1300)
アルピーヌ	A110(1100)

《P・S68 クラス参加可能車両》

①国産車

ニッサン	フェアレディ 2000(SR311) サニー1000(B10 系)
トヨタ	1600GT(RT55)/カローラ 1100/スプリンター (KE10/15/10S)
ホンダ	S800(AS800)
イズズ	ベレット(PR91W/PR95)/117 クーペ(PA90)
マツダ	ロータリークーペ(M10A) 1 デス仕様不可
スバル	1000/1100/1300(A13/14/15)

②外国車

トライアンフ	TR5/TR6/GT6Mk1/Mk2/Mk3
MG	ミジェット GT/C
オースチン/モーリスのミニ	全車種
ロータス	セブン Sr3/エラン(S1/S2/S3/S4/26R 仕様)/26R/ヨーロッパ(S1/S2)
ジネッタ	G4(DOHC エンジン搭載車)/G12/G15
アルファロメオ	ジュリア系全車(GT1300Jr/1600GTV/1750GTV/2000GTV) ジュリアスーパー系全車
アルピーヌ	A110(1300/1600)
BMW	2002/2002ti
VW	全車種
ポルシェ	911(2.0)

《P・S75 クラス参加可能車両》

①国産車

ニッサン	チェリー(E10 系)/サニー1200(B110 系) ブルーバード 1800(H510) スカイライン 2000GT/GT-R(GC10 系/GC110 系) フェアレディ Z/Z432/240Z/240ZG(S30 系/S31 系)
トヨタ	パブリカ 1200(KP30/KP31)/スターレット 1200(KP47) カローラ・スプリンター(KE11/17/20/25/TE27) セリカ 1600GT(TA22)/LB1600GT(TA25)
ホンダ	1300(H1300)/145 クーペ(CD)/シビック(SB1)
マツダ	サバンナ GT(S124AB)/カペラ AP/1800/1600/12A(CB1VS/SNA/CB12S)
ミツビシ	ギャラン(A52)/GT0-MR(A57)ギャラン GT02000(A57)/FT01600(A63)/ランサー(A73)
イズズ	117 クーペ(PA95)/ジェミニ(PF50)

②外国車

MG	MT-B/GT V8
ロータス	エランスプリント/ヨーロッパ(TC/SP)/セブン Sr4
ポルシェ	911(2.2/2, 7/2.7RS/3.0)

アルファロメオ ジュリアベルリーナ系/アルファスッド/アルフェッタ
 ※フェアレディ Z(S31)を使用する場合は外装をフェアレディ Z(S30)とすること。

付則第2項 SクラスおよびFクラスに使用できるロータスエンジン

以下に記載されているブロックはロータスツインカムおよび OHV エンジンとして使用できる。

記載されていないエンジンは原則として使用できない。

キャスト No.	-6015	3020-6015	681F6015	701M6015
ブロック径	198mm	198mm	198mm	198mm

付則第3項 使用禁止タイヤ

以下に示すタイヤはPクラスおよびSクラスにおいての使用を禁止する。(新たに発売されるタイヤについては主催者に使用の可否を確認のこと)

Pクラスで使用禁止されるタイヤ

※下に掲載されていない銘柄でもSタイヤの使用は禁止する。

ヨコハマ	ADVAN	A050/A049/A048/A038 A032R/A021R
ブリヂストン	POTENZA	RE11S/RE55S RE540S/RE520S
ダンロップ	DIREZZA FORMULA CR	03G/02G D01J/D98J/D93J CR81/CR82
ファルケン	AZENIS	RS-V04/RS-V II
トーヨー	TRAMPPIO	R888/R881/08R
ピレリ	P-ZERO	P-ZERO C/P-ZERO CORSA
エイボン	ACB9 ACB10 SPORT CR500	Historic All Weather
ミシュラン		ラリー競技専用ターマックタイヤ
ハンコック	Z221 Ventus TD Z222 Ventus R-S3	
クムホ	ECSTA	V700/720

Sクラスで使用禁止されるタイヤ

クムホ	ECSTA	V710
エイボン	ACB9 ACB10 SPORT CR500	Historic All Weather
ミシュラン		ラリー競技専用ターマックタイヤ